

# 寺尾天台自治会第四区規約

(名称と構成)

第1条 本会は寺尾天台自治会第四区と称し、区内(寺尾西)に居住する者で構成する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は区長宅におく。

(目的)

第3条 本会は区内に於ける自治、親睦、福祉、厚生、文化、美化、健康の維持促進を図る事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条に定める目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員相互の自治、親睦を図るための会議の開催。
- (2) 市が行うゴミ収集、除草に協力し環境の美化を図る。
- (3) 防犯、防災など会員の民生安定に寄与する。
- (4) 会員の福祉、厚生、文化、健康維持向上に寄与する。
- (5) 自治運営功労者などの褒賞に関する事。
- (6) 会員の慶弔に関する事。
- (7) その他、本会の目的達成上必要とされる事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 区 長  | 1名    |
| (2) 副区長  | 2名    |
| (3) 総 務  | 1名    |
| (4) 会 計  | 1名    |
| (5) 会計監査 | 1名    |
| (6) 組 長  | 50名以内 |
| (7) 顧 問  | 若干名   |

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 区長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副区長は区長を補佐し、区長の事故ある時は、その仕事を代行する。副区長2名のうち1名を寺尾天台自治会の運営委員となる。
- (3) 総務は事務、事業企画整理の記録を行う。
- (4) 会計は財務に関する一切を処理する。
- (5) 会計監査は本会の運営及び財務について監査する。
- (6) 組長は各組を代表し、本会の運営に当たる。
- (7) 顧問は本会の運営について、指導し助言するものとする。

# 寺尾天台自治会第四区規約

(役員任期)

第7条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 欠員補充による役員任期は、前役員残任期間とする。

(役員決定)

第8条 本会の役員は、選考委員会に於いて選出し、総会の承認を得て決定する。

(選考委員会)

第9条

- (1) 本会の選考委員は組長の中から一丁目、二丁目、三丁目より各2名を選出し、その地区ごとに輪番制とし、選考委員会を構成する。
- (2) 選考委員会は互選により、正・副委員長を選出し会務を司る。
- (3) 選考委員任期は2年とし、役員改選に併せて引継ぎをする。

(組の設置)

第10条

- (1) 本会に区の業務を円滑に実施する為、組を設置する。
- (2) 組に組長を置き、組長は輪番制にて1年任期を原則とする。

(組長の任務)

第11条 組長は下記の任務を遂行する。

- (1) 月次の組長会議に出席すること。
- (2) 区費、自治会費、各種募金に関すること。
- (3) 地域の美化、分別収集に関すること。
- (4) 組内の道路、下水、防犯灯に関すること。
- (5) 組内における慶弔に関すること。

(体育委員会の設置)

第12条 第4条に定める事業を円滑に促進する為、体育委員会を設置する。

- (1) 体育委員の定数は8名とし、区民より選出し役員会の承認を得て、決定する。
- (2) 体育委員任期は2年とする。
- (3) 体育委員長1名を、体育委員の互選により選出するものとする。

(体育委員の任務)

第13条

- (1) 体育委員は寺尾天台自治会及び区の事業、行事などを円滑に促進、実施する為の任務を遂行するものとする。
- (2) 体育委員会は運営面の必要に応じ、区長の要請により会議を招集する。

# 寺尾天台自治会第四区規約

(会議)

## 第14条

- (1) 本会の会議は、総会、役員会、組長会及び体育委員会とする。
- (2) 総会は組長以上の役員をもって構成し、毎年3月に開くものとする。
- (3) 役員会及び組長会は原則として、月1回開くものとする。
- (4) 上記各項に挙げる会議は、区長もしくは役員 $\frac{3}{10}$ 以上の要請があった場合、その臨時会を開くことができる。

(会議の要件)

## 第15条

- (1) 本会の会議は区長が召集する。
- (2) 総会の議長は出席者が選出し、その他の会議は区長がこれにあたる。
- (3) 会議は構成員の半数以上で成立し、議決は出席者の半数をもって決する。但し可否同数の場合は議長が決する。

(議決事項)

## 第16条

1. 総会に於いて決すべき事項。
  - (1) 事業と予算に関すること。
  - (2) 事業の報告と決算に関すること。
  - (3) 役員 $\frac{3}{10}$ の承認に関すること。
  - (4) 規約の改廃に関すること。
  - (5) その他区長が必要と認める事項。
2. 役員会、組長会で審議すべき事項。
  - (1) 本会の運営に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項。
  - (3) 総会から委託された決定事項。
  - (4) その他。

(運営費)

## 第17条

1. 本会の運営費は次の収入を以って充てる。
  - (1) 区費。
  - (2) 補助金。
  - (3) 寄付、その他の収入。
2. 区費は1世帯当たり月額200円とし、原則として年度当初に納めるものとする。

# 寺尾天台自治会第四区規約

(助成金)

第18条 本会の目的達成に賛同する区内団体を育成する為助成金を交付する。

(1) 子供会 (2) 老人クラブ (3) その他、役員会で必要とする団体

(褒賞)

第19条

(1) 本会は区の自治運営に貢献のあった会員を顕彰するものとする。

(2) 顕彰の種別、内容、その他については、四区表彰規定に定めるところによるものとする。

(弔慰金)

第20条 会員の弔慰については、次の通りとする。

(1) 世帯主及び配偶者 5,000円

(2) 同居家族(親・子供) 5,000円

(災害の救助)

第21条 会員の災害救助については、その都度、役員会に於いて協議決定する。

(役員手当)

第22条 本会の役員及び委員に対する手当は、別に定める規定により支給する。

(推薦委員)

第23条 本会が市及び寺尾天台自治会に推薦する委員は、次のとおりとする。

(1) 民生(児童)委員、(2) 交通指導員、(3) 体育指導員

(4) 統計調査員、(5) 青少年指導員、(6) 健康あやせ普及員、

(7) 婦人防火クラブ、(8) 明るい選挙推進委員、

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は3月1日に始まり翌年2月末日をもって終わる。

(その他)

第25条 この規約に定めるものの他、必要な事項は組長会に諮り決定する。

(設立年月日)

第26条 本会の設立年月日は昭和14年4月1日とする。

(広報委員会の設置)

第27条 第4条に定める事業を円滑に促進する為、広報委員会を設置する。

(1) 広報委員の定数は5名程度とし、役員会の承認を得て、決定する。

(2) 広報委員の任期は2年とする。

(3) 広報委員長は区長が指名し、広報副委員長は委員の互選により委員の中から選出するものとする。

# 寺尾天台自治会第四区規約

(広報委員の任務)

## 第28条

- (1) 広報委員は寺尾天台自治会及び区の事業、行事などを円滑に促進、実施する為の任務を遂行するものとする。
- (2) 広報委員会は運営面の必要に応じ、区長の要請により会議を招集する。

(付 則)

1. この規約は平成19年4月1日より施行する
2. 平成19年3月17日総会にて改定承認。
3. 寺尾自治会分割にて平成14年4月1日より12区から4区となる。
4. 平成24年3月17日総会にて第20条(2)を改定承認。
5. 平成29年3月18日総会にて第27条、第28条を追加承認。
6. 平成30年1月13日文字修正。4区 → 四区